

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、8番、岩田勝君、9番、浅見靖雄君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 以降説明につきましては、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は大字長岡字反田516の1、地目は登記簿は畑、現況宅地、面積273平米、2筆目の農地の所在は大字長岡字反田516の3、地目は登記簿は宅地、現況は畑、面積は119平米でございます。合計面積としまして、392平米となります。

権利関係は所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方で、職業は会社員です。譲受人は高崎市の方で、職業は会社役員でございます。転用目的は太陽光発電施設用地、施設等につきましては、太陽光パネル324枚、49.5キロワットです。転用理由としましては、譲受人は高崎市、前橋市周辺で太陽光発電の運営をしており、申請地は日当たりが良く、交通の便が良いため、管理しやすく、事業性があると考え申請するものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、高橋君。

高橋委員 番号1番につきまして、説明をさせていただきます。

番号1番につきましては、先ほど事務局長より説明のあったとおりでございますけれども、地元委員として、補足説明をさせていただきます。

現地確認書の2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。

まず、申請の上がっている516の1番、3番は、南北にちょっと細長い場所となっております。この農地の東側、西側には、住宅が広がっております。

パネルの向きは南側になっておりますので、東側と西側の住宅に及ぼす影響は少ないものと思われま。

また、この場所は以前住宅があったところでして、地面は比較的平らになっております。雨水対策は自然地下浸透となっておりますけれども、地面が平らなこともありまして、周りに雨水が及ぼす影響は少ないものと思われま。

また、この太陽光パネルが設営される周りにはパネルから1メートル空けて、フェンスで囲まれる予定となっております。

申請に当たりまして、許可相当と思われまので、皆様のご審議、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当としま。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付しま。

次に、番号2について事務局長、説明を求めま。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、現地確認調書は5ページからとなります。

1筆目の農地の所在は、大字長岡字平塚1934、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は481平米です。2筆目の農地の所在は、大字長岡字平塚1935、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は586平米です。合計面積につきましては、1,067平米となっております。

権利関係は、所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方で職業は無職、譲受人は前橋市の方で職業は建築業、転用理由は、露天資材置場及び駐車場用地でございます。転用理由につきましては、譲受人は長岡周辺で資材置場兼駐車場として利用できる土地を探しており、申請地は会社からも近く、利便性に優れているため、申請するものでございます。

また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでした。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地であり、宅地開発審議会案件でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

8番、岩田君。

岩田委員 8番、農業委員の岩田です。

ただいま、事務局長から説明がありました番号2番の申請につきましては、事務局長の説明のとおりです。

私のほうから、少し補足させていただきます。

一応、権利の種別は所有権移転売買です。

申請目的は露天資材置場、露天駐車場用地です。

申請理由については、譲渡人は農業をしませんので、売りたいということです。

譲受人は既存の資材置場の隣地なので、買いたいということでした。

現地確認書の5、6、7、8ページをお開きください。付近の状況を申し上げますと、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は譲受人の資材置場と一部農地になっております。

あと、雨水のほうは自然浸透式でありまして、余剰水は7ページですかね、北側の東側の部分から、東、南側から、南側から東にかけて、端に側溝を設けまして、既存の側溝へ余剰水は排水するような形になっております。

私としては問題ありませんので、許可相当と思われまますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3、現地確認調書は9ページからとなります。

農地の所在は大字山子田字キタヤチ1590の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積670平米、権利関係は使用貸借です。

貸付人は山子田の方で職業は農業、借受人は高崎市の方で、会社員です。

転用理由は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅を70.38平米とのことです。転用理由につきましては、借受人は現在高崎市内のアパートで暮らしており、子どもの成長に伴い、部屋が手狭となり、自宅を建築したく市に相談したところ、申請地を借りられる運びとなったことから、申請するものでございます。

また、貸付人は借受人の申出に応じ貸したいというものでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、柳岡君。

柳岡委員 6番、農業委員、柳岡です。ただいまの案件につきまして、番号3番は事務局長の説明のとおりでございますが、地元委員として、補足説明をしていきたいと思っております。

現地確認調書の9ページから11ページをご覧ください。

西は宅地、東には作業場があり、南は畑、そして、北に道路を接しています。この土地の住宅を建てた場合の雨水等は地下浸透ということで、また、雑排水については、北側道路公共下水道に接続をするということでございます。

農地等に影響与えることはないと思っておりますので、許可相当かと思われれます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

3番、小川君。

小川委員 3番、農業委員の小川です。

ちょっと確認なんですけども、10ページの申請地の右、農地ですかね、1582のキシさんのこれ、畑538平米とあるんですけども、9ページに行きますと、右隣、作業所ってあるんですけども、この辺の関係はどうなっているか、ちょっと、教えてもらえばと思うんですけど。

議 長 事務局長。

事務局長 今、小川委員さんより、ご質問ありました10ページのところでいきますと、隣接地は1582番、畑598平米ということですが、こちらにつきましては、作業場とありますが、農業用の作業施設というものでございます。

以上です。

議 長 3番、小川君、よろしいでしょうか。

小川委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号4について説明申し上げます。

番号4、図面番号4、現地確認調書は12ページからとなります。

農地の所在は、大字新井字長谷津2593、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は575平米、権利関係につきましては、使用貸借、貸付人は前橋市の方で、職業は農業兼自動車整備業、借受人は前橋市の方で、職業は自動車販売整備業、転用目的は、露天駐車場用地、転用理由につきましては、借受人は前橋市内で自動車販売整備業を営んでおります。交通の便もよく、整備工場から、比較的近く、管理がしやすい申請地を駐車場として利用したく申請するものでございます。

また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地であります。

以上で、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番の小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま4番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地状況について、説明いたしますので、確認調書の12から14ページを開いてください。場所ですけれども、バイパスの東側、下新井の信号ですね。それをちょっと、下ったところに、また、信号があるんですけれども、それをちょっと中に入ったところなんです。西側と南側は道路がありまして、その道路を挟んで住宅と、北側にも、やはり、住宅があります。東側ですけれども、13、14ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、13ページは畑、14ページは雑種地となっておりますけれども、確認したところは、ここは畑ということになっております。

今現在は、太い木が生えてまして、しばらく使われていないような農地だったと思います。

今回、申請で露天駐車場に使うということですので、それも、ある程度管理できるのかなとは思いますが、また、整備工場が池端町ということで、約2キロほど離れているかと思いますが、兄弟の土地の貸し借りということですので、私としては、許可相当と思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4番は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号5について説明申し上げます。

番号5、図面番号5、現地確認調書は15ページからとなります。

1筆目の農地の所在は、大字新井字北原2794の1、地目は登記簿、現況ともに

畑、面積は246平米、2筆目の農地の所在は、大字新井字北原2794の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積275平米、3筆目の農地の所在は、大字新井字北原2794の3、地目は登記簿、現況ともに畑、面積293平米、4筆目の農地の所在は、大字新井字北原2794の4、地目は登記簿、現況ともに畑、面積293平米でございます。合計面積は1,107平米でございます。

権利関係は、所有権移転売買、譲渡人は新井の方で、職業、農業、譲受人は前橋市の方で不動産業でございます。転用目的は建て売り分譲用地、建て売り分譲住宅につきましては、56.72平米のものが2棟、57.55平米のものが2棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は前橋市内で不動産業を営んでおり、譲渡人より申請地の有効活用の相談があり、申請地を買い受け、建て売り分譲住宅の販売を行いたいと考え、申請するものでございます。

また、譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地であり、宅地開発審議案件でございます。

以上で番号5の説明を終わります。

議長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番の小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま、5番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について、説明いたしますので、確認調書の15から17ページを見ていただきたいと思います。まず、15ページなんですけども、こちらは、駐車場及び資材置場で許可が出されたところの東側に位置しています。西側に道路、南側には道路と通路を挟んで、アパート、北側は、通路を挟んで農地というふうになっております。

17ページを見ていただきたいと思います。これは若干東側に傾斜している土地ではあります。ただ、盛り土等を行わないということで、生活排水は南と北側に下水道が通っていますので、そちらに接続と、雨水につきましては、浸透ますで処理ということになっております。

若干、東側に傾斜しているわけですが、東側の土地についての、雨水にタイシテの影響は私としては、少ないと思いますので、許可相当だと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 非農地証明交付申請承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書3ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1336の5、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積26平米です。所有者は亡くなられており、相続財産管理人となっております。非農地の事由につきましては、昭和52年頃から居宅を建設し、以降宅地として利用しておりますので、証明願いますというものでございます。

備考ですが、農振除外済みとなっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、富澤君。

富澤委員 11番、農業委員の富澤です。

ただいまの非農地証明の件なんですけど、52年ごろから、建物が建っております、周りに影響はないので許可相当と思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 令和2年度農地法規定による下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書4ページをごらんください。

議案第3号について説明申し上げます。

令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について、下記のとおり決定を求める。

令和2年5月11日、榛東村農業委員会会長。

以下、詳細につきましては三沢書記から説明をさせていただきます。

議長 それでは、三沢書記、説明を求めます。

三沢書記 それでは、説明させていただきます。

方針、現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わない。理由、農地台帳システムに搭載されている農地世帯で、40アール以上の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね6割を超えていないためというものでございます。

なお、以下につきましては、農地法施行規則の抜粋を載せさせていただきます。

また、5ページ、6ページにつきましては、根拠の書類と各下限面積の要件を載せさせていただきました。

以上で、説明を終わりいたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局より議案第3号の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

ここで暫時休憩したいと思います。

◎報告事項

◎その他

◎閉会